



目次

- | | |
|---|---|
| 1. インド・・・・・・・・・・・・・p2
2013年インド会社法改正 | 8. タイ・・・・・・・・・・・・・p15
会計監査人について |
| 2. フィリピン・・・・・・・・・・・・・p4
フィリピン進出における会社法 | 9. 中国・・・・・・・・・・・・・p17
中国における資本の持分譲渡 |
| 3. ベトナム・・・・・・・・・・・・・p6
一人有限会社の監査役 | 10. インドネシア・・・・・・・・・・・・・p19
就労ビザ取得手続の簡易化 |
| 4. マレーシア・・・・・・・・・・・・・p8
支払能力検査 (Solvency Test) | 11. カンボジア・・・・・・・・・・・・・p23
カンボジア現地法人の資本金 |
| 5. トルコ・・・・・・・・・・・・・p9
トルコ会社法の改正について | 12. メキシコ・・・・・・・・・・・・・p25
メキシコにおける法定代理人 |
| 6. シンガポール・・・・・・・・・・・・・p10
シンガポールにおけるコンプライアンス | 13. ブラジル・・・・・・・・・・・・・p27
有限責任会社と株式会社の比較 |
| 7. ミャンマー・・・・・・・・・・・・・p13
ミャンマーの会社法 | 14. バングラデシュ・・・・・・・・・・・・・p28
現地法人における年次コンプライアンス |



1. インド【2013年インド会社法改正】

【居住取締役の居住性について】

居住取締役の居住要件を満たすためには前年度の暦年(1月1日~12月31日)で182日以上インドに滞在している必要がありますが、今後は前会計年度ではなく本会計年度(4月1日~3月31日)で182日以上インドに滞在していることが条件とする法案が可決されつつあります。

*本改正が施行されれば、当該年度の会計年度で182日以上インドに滞在する予定があれば、居住取締役の居住要件を満たすことができます。具体的な施行日は公表されていませんが、新たな変更がありましたら改めてお知らせ致します。

【取締役の辞任届について】

取締役の変更時に会社登記局(ROC)へ提出するForm DIR-11(辞任届)は必須でしたが、今後は任意となります。

【監査人の選任について】

毎年の定時株主総会にて監査人を選任もしくは再選任する必要がありましたが、今後は省略が可能となります。

【定時株主総会について】

非上場企業の定時株主総会は、登記住所と同じ州内での開催が必要でしたが、今後はインド国内であればどこでも開催が可能となります。

【臨時株主総会について】

外国直接投資100%子会社の臨時株主総会は、インド国内での開催が必要でしたが、今後はインド国外での開催も可能となります。

今回の改正により、外資系企業に関係する規制が多く緩和されました。インドは法改正が頻繁にある国ですので、引き続きご注意ください。

詳細が気になるという方に対しては、弊社の会社秘書役(Company Secretary)によるセミナーを行えばと思いますので、お気軽にお問い合わせいただけますと幸甚です。



パサン ヨルモ

東京コンサルティングファーム
インド法人 (デリー)
ディレクター



中村 匠吾

東京コンサルティングファーム
インド法人 (チェンナイ)
ディレクター



武田 麻利奈

東京コンサルティングファーム
インド法人 (デリー)
マネジャー



坂本 佳代

東京コンサルティングファーム
インド法人 (バンガロール)
マネジャー



久野 未稀

東京コンサルティングファーム
インド法人 (デリー)



谷川 千裕

東京コンサルティングファーム
インド法人 (ムンバイ)
マネジャー



塚本 沙樹

東京コンサルティングファーム
インド法人 (デリー)

お問合せ

E-mail : f-info@kuno-cpa.co.jp

Delhi Office : +91-11-4565-1750

Chennai Office: +91-44-45587902

Bangalore Office : +91-80-4112-8896

Mumbai Office: +91-76780-07312



2. フィリピン【フィリピン進出における会社法】

【フィリピン進出における会社法】

フィリピンに進出する際に、基本的な進出形態としては現地法人、支店と駐在員事務所の3つがあります。会社法上、現地法人は設立する際に、最低でも5名の取締役が必要になります。そのうち、3名はフィリピン居住者（フィリピン国籍の人間でなくても、1年以上有効なビザを所有している人物）でなくてはならない点も要注意です。また、取締役になるためには最低でも1株を所有する必要があります。

一方、支店と駐在員事務所は、居住代理人（Resident agent）という、代表者1名のみで設立が可能になります。居住代理人の主な役割として、法的書類へのサインなどがあります。

現地法人の取締役については、さらに会社法で下記の役職を設定する必要があります。

- ・ 財務役
- ・ 会社秘書役

財務役（Treasurer）は、外資が40%未満の法人の場合、フィリピン人が財務役になることが実務上求められますが、外国人でも問題ありません。財務役の役割としては会社の財務諸表に署名をします。

会社秘書役はフィリピン国籍の人間が当該役職になることが求められます。また、実務上は会社法に詳しいフィリピン弁護士が会社秘書役になることが求められます。会社秘書役の役割は取締役会の招集、GIS（General Information Sheet：登記簿謄本のようなもの）に署名をするといったことがあります。



大橋 聖也

東京コンサルティングファーム
フィリピン支店（マニラ）
ジェネラル・マネジャー



村尾 一樹

東京コンサルティングファーム
フィリピン支店（マニラ）



伊藤 清高

東京コンサルティングファーム
フィリピン支店（マニラ）



上原 陵

東京コンサルティングファーム
フィリピン支店（マニラ）



近石 侑基

東京コンサルティングファーム
フィリピン支店（セブ）
ジェネラル・マネジャー

お問い合わせ

E-mail : f-info@kuno-cpa.co.jp

Manila Office : +632-869-5806

Cebu Office : +63-32-260-8715



3. ベトナム【一人有限会社の監査役について】

【一人有限会社の監査役について】

二人以上有限会社では、監査役の設置義務は原則としてありませんが、出資者が11名の以上いる場合は、監査役会を設置する必要があります。

一人有限会社では、1~3名の監査役を設置する必要があります。（82条）

監査役は、社員総会の普通決議にて、選任・解任され、任期は最高5年になります。

主に、会社の法律遵守状況を監督する義務を負います。

監査役の具体的な役割・権限は次の通りです。（82条）

- ・社員総会、会長および社長による法律の遵守、および会社の運営・管理上の義務遂行についての監督
- ・財務報告、経営状況報告、管理義務評価報告およびその他の報告の監査および監査結果の報告
- ・会社の機関、経営活動における改正および対策の提案
- ・会社の書類・資料の閲覧
- ・定款の規定によるその他の業務

監査役の資格は次の通りです（82条）

- ・十分な民事能力を有する者
- ・社員総会のメンバー、会長、社長、監査役を任命する権限を有する者と関係を持たない者、会計・会計監査に関する高度な専門知識のある者。もしくは、会社の事業に関する専門知識および経験を持つ者。あるいは、定款に規定する資格および条件を満たす者

*上記の条件は一人有限会社の場合で、二人以上有限会社は統一企業法に特に記載はありません。

【～一人有限会社の監査役に関するQ&A～】

Q: 法律によると、一人有限会社は1～3名の監査役を配置しなければなりません、例外などはありますか？

A: 一人有限会社は必ず監査役を1～3名配置する必要があります。例外はございません。

Q: もし、企業が監査役を設置できなかった場合、ペナルティーなどはありますか？

A: 監査役を配置しない場合のペナルティーとして500万～1000万VNDが課される可能性があります。しかし、実際にはほとんどの場合、所有者もしくは、親会社は、親会社のために働いているスタッフの1人をベトナムの会社の監査役に割り当てるために任命書を作成することができます。任命手紙の日付は、設立日となります。



進藤 英樹

東京コンサルティングファーム
ベトナム法人（ハノイ）
ディレクター



野口 周平

東京コンサルティングファーム
ベトナム法人（ホーチミン）
ディレクター



黒木 優志

東京コンサルティングファーム
ベトナム法人（ハノイ）



川村 拓己

東京コンサルティングファーム
ベトナム法人（ホーチミン）

お問い合わせ

E-mail :
f-info@kuno-cpa.co.jp
Hanoi Office :
+84-(0)-24-3538-1964
Ho Chi Minh Office :
+84-12-2276-3403



4. マレーシア【支払能力検査（Solvency Test）】

【支払能力検査（Solvency Test）】

2017年1月31日に施行された新会社法より、会社の財産の流出を防ぐことを目的とし、一定の事項について上記の支払能力検査（Solvency Test）が追加されました。

特にその中でも多くの会社で関わりの深い配当金について今回はご説明致します。

上記の「支払期日が到来する債務」というのは

例えば買掛金や未払金、未払費用といった、会社が負っているすべての債務を指します。

取締役は、配当の決定後配当実施前に、配当後も上記の債務の支払いができると考えられる合理的理由がなくなった場合は、配当が実施されないようあらゆる手段をとらなければならない、とされております。（新会社法131条、132条）

しかし、支払能力検査の方法については現在必ずしも明らかにされておらず、今後マレーシア政府からのガイドラインや実務の蓄積により明らかにされていくものと考えられます。



谷口 翔悟

東京コンサルティングファーム
マレーシア法人
ディレクター

お問い合わせ

E-mail : f-info@kuno-cpa.co.jp

Kuala Lumpur Office : +603-2201-3526



5. トルコ【トルコ会社法の改正について】

【トルコ会社法の改正について】

2018年2月15日に成立した7099号トルコ会社法の改正案が3月10日より部分的に施行が始まっています。本改正案の大きな変更点としては会社設立時の手続きが大きく変わった点があります。

改めまして、主な変更点を見ていきます。

- ①設立書類の認証手続きの簡素化
- ②設立時に資本金の25%を送金する必要がなくなる。
- ③税務番号取得や銀行口座の設立が会社設立後に変更。

銀行口座設立や送金が設立後に変更になったことで、設立前の資本金の送金準備等が不要になりました。但し日本からの登記簿謄本等の取り寄せや認証公証作業は従来通り発生するため準備から設立完了まで最長2か月程度は要しております。



高津 幸城

東京コンサルティングファーム
トルコ法人
ディレクター

お問い合わせ

E-mail : f-info@kuno-cpa.co.jp
Istanbul Office : +90-539-585-4248



6. シンガポール【シンガポールにおけるコンプライアンス】

【シンガポールの会社法】

日本同様にインフラや法整備の進んだアジアの最先端といえばシンガポールですが、このシンガポールで会社を営む際に、気を付けなければならないことは何でしょうか。

実は、会社経営で意外と躓きやすいのが、基本中の基本である納税制度や会計処理、いわゆるコンプライアンスと呼ばれる経営義務です。

日本と異なる法律系統である英国法、その流れを汲んだ会社法が、シンガポールの会社規則を形成しています。

今回は、2018年現在のそんなシンガポール会社法の中から、コンプライアンス違反になりやすい規定を取り上げます。

【登記情報】

最初は以下の会社の登記情報変更から見ていきましょう。

1. 実質株主 (Substantial Shareholder)

会社法上、5%以上の議決権を有する株主を実質株主といますが、その実質株主に変更があった場合は、2営業日以内に通知する必要があります。

きわめて短期間の通知義務であり、注意が必要です。(Companies Act Section 175)

2. 取締役・管理役・秘書役・監査役

登記情報に記載される情報として、会社法原文では「Register of directors, managers, secretaries and auditors」、つまり取締役・管理役・秘書役・監査役の登記情報が変更になった場合、14日以内にACRAへの通知・登記が必要であるとされています。

特に取締役が海外にいるような場合には、そのパスポートや住所証明の発行、公証などに時間がかかるケースが多いため、注意が必要です。(Companies Act Section 173)

3. 登記住所 (Registered office address)

登記住所の変更は14日以内にACRAへ登記されなければなりません。(Companies Act Section 143)

以上の登記情報変更の際には、その遅延が認められる場合、それぞれ変更発生時から起算して、以下のテーブルに基づいてペナルティーが科せられます。

30日以内	S\$ 50
31日以上60日以内	S\$ 75
61日以上90日以内	S\$ 100
91日以上180日以内	S\$ 150
181日以上365日以内	S\$ 200
366日以上730日以内	S\$ 250
731日以上1095日以内	S\$ 300
1096日以上	S\$ 350

【年次報告】

次に、最も煩雑な年次報告の手続きについてみていきましょう。

1. 年次株主総会 (Annual General Meeting)

年次株主総会の開催は、各社の会計年度末から6か月以内、または前回の開催から15か月以内の、どちらか早い方が期限とされています。

年次総会の開催に際しては、原則14日以上招集通告がなされる必要があるとされており、書類のやり取りだけであっても一定期間時間をおかなければならない点、注意が必要です。(Companies Act Section 175)

2. 財務諸表完成

上記1. の年次総会においては、公開会社の場合は4か月以内の、非公開会社の場合は6か月以内の監査済み財務諸表の提出が必要となります。

つまり、上記1. の年次総会開催期限までに、法定監査を完了している必要があります。

(Companies Act Section 201 (1))

3. 年次報告書 (Annual Return) 提出

上記1. の年次総会の後、1か月以内に総会において決済された年次報告書をACRAへ提出する必要があります (提出費用はS\$ 60)。

書類のやり取りだけで完了させられるものですが、上記1. と2. が必要条件であるだけに、連鎖的に遅延が発生する項目でもあります。

(Companies Act Section 197 (4))

以上、3つの手続きは、いずれも遅延するとS\$ 300ペナルティーが科されます。

一番最初に必要な監査済み財務報告書の入手が遅れた場合、連鎖的に3つすべてが遅延となり、合計S\$ 900のペナルティーが科される計算になります。

注意しましょう。



近藤 貴政

東京コンサルティングファーム
シンガポール法人
ディレクター

お問合せ

E-mail : f-info@kuno-cpa.co.jp

Singapore Office : +65-6632-3589



7. ミャンマー【ミャンマーの会社法】

【外資企業および合併企業による卸/小売事業の国内営業の認可について】

商業貿易省(Ministry of Commerce and Trade)より、外資企業および合併企業による卸/小売事業の認可通達〔通達番号：No.25/2018〕が下記内容にて発行されました。

背景

ミャンマー経済の過渡期における貿易制限により、外国資本の投資による雇用創出や技術向上が縮小された。加えて、国内市場における外資企業との連携が消費者に高品質/低価格帯の商品選択の楽しみを供給する事、地域間条約に整合をもたらす事が理由である。従って、現在、貿易部門に関わる国外投資家たちは、国内消費者の利益に与し、且つ国内中小企業の経営者に損害を及ぼさない範囲での卸/小売事業への従事が認められる。

定義

〈小売〉 消費者に対する転売を目的としない少量の商品売買取引

〈卸売〉 小売店や製造業者に対する大量の商品売買取引

目的

- ・自由競争の発展により、消費者に低価格での選択機会が与えられる。
- ・高品質の商品/サービスの普及と技術の発展に繋がる。
- ・国内市場の発展により、中小企業の成長が見込まれる。
- ・流通業者による消費者からの搾取を是正する事ができる。
- ・外国からの投資機会を促進する。
- ・国民の雇用機会創出に繋がる。

この通達によって、国内・外資・合併のすべての企業が、国内製造品および禁止されていない輸入品を流通させることが可能になりました。ただし、外資または合併企業に関しては、以下のよう初期投資費用に条件が付きます。

	(外資企業) *外資比率100% (80%超)	(合併企業) *外資比率80%以下
卸売	USD 5million 以上	USD 2million 以上
小売	USD 3million 以上	USD 700,000 以上

* 初期投資費用はいずれも土地代を含まない金額となります。

* 外資80%以下の場合には合併企業の条件は上表の通りになりますが、外資出資比率80%超（ミャンマー出資20%未満）の合併企業は、外資比率100%の企業と同じ条件となります。

* また、外資及び合併企業の場合、床面積929㎡以下の商店やコンビニエンスストアの操業は禁止されています。

外資企業および合併企業による卸/小売事業の国内営業の認可については、商業貿易省（Ministry of Commerce and Trade）に届け出ることで取得することができるとされています。しかし、その認可プロセスがすんなりと進むか否かという点には注目が必要となります。

ミャンマー国内での各種手続き/調査等は、弊社Tokyo Consulting Firm Co.,Ltdにて支援させていただきますので、どうぞお気軽にお問合せ下さいませ。



田附 浩明

東京コンサルティングファーム
ミャンマー法人
ディレクター

お問合せ

E-mail : f-info@kuno-cpa.co.jp
Yangon TEL : +95-9-4210-61221



8. タイ【会計監査人について】

【会計監査人について】

日本では上場会社や会社法上の大会社のみ会計監査人設置義務がありますが、タイでは会社の規模・業種を問わず外部監査が必須とされており、全ての会社が会計監査人を設置しなければなりません。

会計監査人はタイ国公認会計士である必要があり、民商法典上、会計監査人は会社の株主となっても良いとされていますが、会社との間に利害関係を有する者、取締役、従業員などは選任することができません。会計監査人の選任方法は、株主総会の決議により行われ、報酬も株主総会で決定されることとなります。会計監査人の再任や変更も可能です。

【会計監査人制度】

項目	タイ	日本
設置義務	全ての会社	上場会社または大会社（資本金5億円以上または負債総額200億円以上の株式会社）
被選資格者	公認会計士 税務監査人*	公認会計士または監査法人
選任方法	株主総会	株主総会
任期	1年	1年
報酬の決定	株主総会	取締役（会）

※税務監査人（Tax Auditor）

公認会計士による監査が全ての会社に義務付けられていますが、2002年の商務省令の改正により、①資本500万バーツ以下のパートナーシップ、②総資産3,000万バーツ以下のパートナーシップ、③年間収益3,000万バーツ以下のパートナーシップに関しては、税務監査人（Tax Auditor）が行っても良いこととされたため、公認会計士ではなく、税務監査人を選任するケースも増えています。



高橋 周平

東京コンサルティングファーム
タイ法人
ディレクター



植村 寛子

東京コンサルティングファーム
タイ法人



岩城 怜佳

東京コンサルティングファーム
タイ法人

お問合せ

E-mail : f-info@kuno-cpa.co.jp

Bangkok Office : +66(0) 2 667 0112-4



9. 中国【中国における資本の持分譲渡】

【中国における資本の持分譲渡】

今回は中国における資本の持分譲渡について記載します。ここでいう持分譲渡とは、外国投資者が、外商投資企業の出資持分を譲渡し、外商投資企業から撤退する方法です。この方法は撤退だけでなく、グループ内の中国事業再編を行う際にもよく利用されます。以下、持分譲渡のメリットとデメリットを記載します。

・持分譲渡のメリット

現地法人の清算等の煩雑な手続きを必要としない点が挙げられます。また、現地法人は既に外国企業として認可を受けて設立された企業なので、持分譲渡の認可が下りないという可能性は低いと考えられます。

・持分譲渡のデメリット

当たり前のことですが、譲渡相手の企業が見つからなければ、譲渡をすることはできません。先方が希望する条件を満たさなければ撤退や次の計画が先送りとなってしまいます。

【持分譲渡のフロー】

1. 譲渡の決議・譲受側の確定

譲渡価格の算定、譲渡契約書の作成、董事会の決議を行います。

2. 出資者の同意

持分譲渡を行うためには出資者の同意が必要であり、合併・合作以外の第三者が持分譲渡を受ける場合は、持分譲渡に対する同意と優先購入権の放棄の両方について記載した文書を作成する必要があります。

3. 対象会社の決議・譲渡契約の締結

当決議は定款の変更にあたるため、3分の2以上の董事が出席する董事会で出席董事全員の同意が必要となります。

4. 審査認可機関への申請

会社を設立したときの審査認可機関へ出資者の変更を申請した後、30日以内に判定が行われます。

5. 登記機関の変更登記

持分譲渡が認可された場合、30日以内に認可機関で外商投資企業の認可証書の変更手続きを行います。認可証書の変更または返納ならびに取消をした日から30日以内に工商行政管理局で関連規定に従って登記の変更手続きを行う必要があります。

認可機関への申請に必要な資料など、詳細をお知りになりたい方はぜひ東京コンサルティングファームまでお問い合わせください。

また、上記内容に限らず、中国のビジネスにおいてご質問等ございましたら是非お気軽にお問合せください。



三輪 常敬

東京コンサルティングファーム
中国駐在事務所
総経理



鄭 雪蘭

東京コンサルティングファーム
中国駐在事務所



安孫子 悠治

東京コンサルティングファーム
中国駐在事務所

お問合せ

E-mail : f-info@kuno-cpa.co.jp
China Office : +86-185-1615-8254



10. インドネシア【就労ビザ取得手続の簡易化】

【就労ビザ取得手続の簡易化】

3月29日付大統領令2018年第20号が発行され、外国人労働者の就労許可（ビザ）に関する手続に関して、簡素化の方針が正式に発表されました。今回の大統領令では具体的な実務上のスケジュール・申請書類の変更点は明確にはなっていないものの、発行より3ヶ月後である2018年6月29日から施行されるとされており、それまでに各担当局での手続方法が決定されると考えられています。

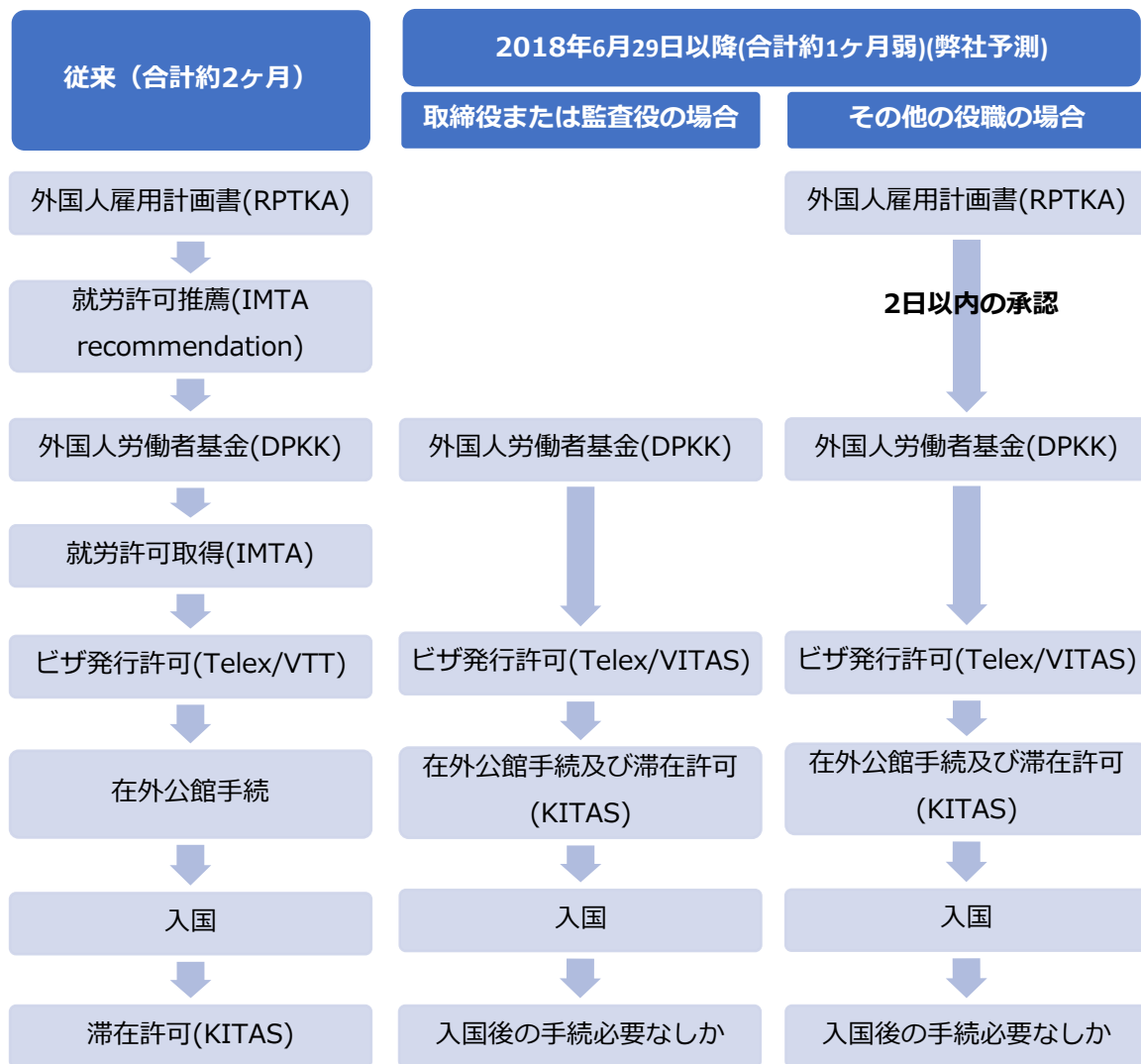
そのため今回は、本大統領令で発表された方針と、それを元に現在のビザ手続からどのように変更されるのかという予測をニュースレターとしてまとめさせていただきます。

【主な注目点①就労許可（IMTA）の廃止、外国人雇用計画書（RPTKA）への一本化】

これまで、ビザ取得の主な流れは、RPTKAの提出後、IMTAが発行され、在外公館での手続の後入国、その後さらに滞在許可（KITAS）を取得するという流れでした。

本大統領令では、IMTAが廃止され、RPTKAに統一されること、また、KITAS手続は入国後ではなく、入国前の在外公館手続にて済ませられることが明記されています。RPTKA手続については、これまで約10営業日かかっていたものが、必要書類がそろっていれば2営業日以内の承認を行うと今回定められました。そのため、これまで合計約2ヶ月係っていたビザ手続が、約1ヶ月弱程度に短縮される可能性があります。

さらに、本大統領令の第10条によると、インドネシア法人の株主（親会社）でありかつ、そのインドネシア法人の取締役または監査役の場合は、RPTKAの取得は不要で、就労許可を直接取得できるようになる方針であることも記載されており、取締役の方のビザはさらに取得手続が簡易化される見込みです。



【主な注目点②緊急時の就労ビザ取得方法】

本大統領令第13条によると、緊急時については、RPTKAの提出が駐在員の就労後2日以内でよいとされ、その申請から1営業日で承認が下りるとされました。

それ以上の詳細については記載がないものの、これが実現すれば、これまで約1～1.5ヶ月かかっていた入国前の手続が大幅に短縮される可能性があります。

【主な注目点③外国人労働者の就労ビザ取得要件 厳格化か】

大統領令第4条では、外国人はインドネシア人の雇用の妨げになってはならないとあります。これまで、「外国人は特定の役職のビザは取れない」といった明記された規制や、「28歳以上、または5年以上の就業経験がないと1年間の就労ビザが取れない」などのような明記されていない規制が実施されていたことから、インドネシア人の雇用に優先させるという方針が見えていましたが、本大統領令で改めて明記されたことから、今後さらに厳しくなる可能性が出てきました。

本大統領令では、雇用計画書に「外国人労働者を雇う理由」「組織図の中での外国人の役職」「勤務予定期間」「インドネシア人の補佐役の指名」を含めるよう記載がありました。また、これまで6ヶ月未満のビザであれば最終学歴の卒業証明書や資格証明書の提出は求められませんでした。今後は求められる可能性もあります。

本大統領令には上記のみの記載でしたが、今後各省庁からの政令や手続方法の案内によっては、さらに厳しい取り締まりが行われる可能性があります。但し、従来どおり、取締役の方々に関してはそのような条件は問われないのではないかとというのが弊社の予測となります。

【主な注目点④滞在許可（KITAS）の有効期限が2年間へ】

これまで外国人労働者は、就労ビザ（IMTA）を取得し入国後、KITASと呼ばれる滞在許可を入手することで、滞在及び複数回の出入国を許可されてきました。

本大統領令第21条によりますと、最初のKITASの有効期限は、これまで1年間（もしくはそれ未満）でしたが、施行後は2年間有効になり、さらにそこから延長ができるようになるということです。何回延長ができて最大何年滞在できるかは不明です。

これまで、1年間のKITASを所有していた外国人は、通常3回、取締役職であれば4回まで、出国を伴わない延長手続が可能でした。これまでのKITAS所有者の延長可能回数に変更があるかは不明ですが、弊社では、延長可能回数が残っているKITAS所有者に関してはそのままその回数分延長が可能になるのではと予測しております。



本林 高志

東京コンサルティングファーム
インドネシア法人
ディレクター



早川 桃代

東京コンサルティングファーム
インドネシア法人



金目 沙織

東京コンサルティングファーム
インドネシア法人

お問い合わせ

E-mail : f-info@kuno-cpa.co.jp

Jakarta Office : +62-21-2553-2561



11. カンボジア【カンボジア現地法人の資本金】

【カンボジア現地法人の資本金】

会社法においては、カンボジアにおいて法人を設立する場合の最低資本金は4,000,000リエル（約1,000米ドル 1米ドル≒4,000リエル）と規定されています。

定款に特別の定めがない限り、株式は1株あたり額面4,000リエル以上で、最低1,000株を発行しなければなりません（会社法第144条）。最低額面金額以上であれば、10,000リエルや100,000リエルなど、きりの良い数値を設定するのが一般的です。

最近では資金管理に関して税務局からの指摘が増加している印象があります。法人設立の際に資本金を払い込みますが、事業活動を行っていく中で資金不足となり、親会社から追加で送金を受けるケースが多くあります。

支店であれば、本店と同一の会社であるため資金を自由に動かしますが、現地法人の場合は、親会社と事業体が異なるので自由には行うことができません。現地法人側では、取引の処理として、増資手続きもしくは借入契約を締結する必要があります。

増資手続きは定款を変更し、商業省および税務局にて申請が必要となるため、変更完了まで数力月の時間と手間がかかります。資本金の変更は、会社の基礎的重要事項の変更と考えられるために、株主総会の特別決議による承認が必要となります（会社法第150条）。

また、借入とする場合は、借入契約書を作成し、利息の設定を行い、借り入れの日から1ヶ月以内に管轄税務局へ通知を行う必要があります。

これらの手続きを行わないと、親会社からの送金が現地法人の売上としてみなされ、申告漏れを指摘される可能性があります。また借入の場合、税務局への通知を怠ると、税務局よりみなし利率を設定され、利息に対する源泉税の申告漏れもしくは過少申告を指摘されるリスクがあります。

約1,000米ドルから法人を設立できますが、設立時の資本金が少なすぎることによるリスクも存在します。カンボジア進出後の日系企業の資金調達的手段としては、親会社からの増資等の出資や借入が多く、現地銀行からの借入のケースは殆どありません。そのため、事業開始後の資金不足や親会社からの送金のリスクを避けるために、法人設立時の資本金の設定を慎重に行うことが重要です。



西山 翔太郎

東京コンサルティングファーム
カンボジア法人
ディレクター



安藤 朋美

東京コンサルティングファーム
カンボジア法人

お問合せ

E-mail : f-info@kuno-cpa.co.jp

Cambodia office : +855-(0)78-943-939



12. メキシコ 【メキシコにおける法定代理人】

【はじめに】

法定代理人とは、スペイン語でRepresenta legal, 英語では、legal representativeといます。法定代理人とは、法律の規定に基づいて任命される代理人のことを指します。今回は、会社設立時における法定代理人について、ならびに法定代理人の契約書や法的文書への署名対応に関して記載をしていきます。

【会社設立時における法定代理人】

メキシコでは、新規で会社を設立する場合、最低1名以上の法定代理人を定めることが通常必要となります。会社設立時に最低1名以上の法定代理人を定めなければならない理由は、設立当初（現地赴任者の就労VISAが取得できるまで）は会社に署名権限を持つ者がおらず、各種契約書等の書類へのサインについて困ることがあるためです。

会社としての署名権限を持つ者とは、一般的には、定款に署名権限者としての名前が記載されており、かつ、メキシコでの居住性を証明できる人（メキシコ居住者）となります。そのため、実質的には会社の署名権限者は、メキシコ国籍、もしくは、就労VISA（新名称：TRT [Tarjeta de a Residentica Temporal]、旧称FM3）以上の、メキシコ滞在におけるステータスを所持している外国籍の者に限られております。

ただし、会社を設立しようとする段階で、上記条件を満たしている人材を自社で確保することは難しいため、ほとんどの会社ではコンサルティング会社等に法定代理人の名義貸しを依頼することとなります。

【法定代理人の署名対応】

法定代理人の主な役割といたしまして、契約書や法的文書への署名対応があります。下記、一部ではありますが、法定代理人の署名が求められる手続きとなります。

- ・ 工場の契約
- ・ オフィスの賃貸契約
- ・ 輸入ライセンス取得
- ・ ローカル銀行口座開設
- ・ 移民局での雇用主登録の申請や更新

なお、雇用契約書や就業規則、他の契約書に関して、会社の代表者の署名は必要であっても、必ずしもその署名対応は法定代理人でなくともよい場合があります。どの書類が法定代理人が署名しなければならないのか、対応内容について、分からない点等ありましたら、弊社にて内容を確認させていただくことや、対応内容をお伝えすることが可能となりますので、お申し付けいただければと存じます。



黒岩 洋一

東京コンサルティングファーム
メキシコ法人（メキシコシティ）
ディレクター



藤田 大

東京コンサルほうじんディングファーム
メキシコ法人（レオン）
ディレクター



渡辺 寛

東京コンサルティングファーム
メキシコ法人（メキシコシティ）



田村 彩紀

東京コンサルティングファーム
メキシコ法人（レオン）



清水 皐

東京コンサルティングファーム
メキシコ法人（メキシコシティ）

お問合せ

E-mail : f-info@kuno-cpa.co.jp

MexicoCity Office : +52 (55) 5250-9878

Leon Office TEL : +52 (477) 330-6790



13. ブラジル【有限責任会社と株式会社の比較】

【監査義務について】

ブラジルでは、有限責任会社が法人全体の90%以上と圧倒的に多く利用されており、進出する外資企業も同様です。理由として、株式会社は株式会社法の規定により設立要件が厳しくなりますが、有限責任会社の場合は、原則としてブラジル民法の規定に従い、株式会社と比べて規定ブラジルでは、有限責任会社が法人全体の90%以上と圧倒的に多く利用されており、進出する外資企業も同様です。理由として、株式会社は株式会社法の規定により設立要件が厳しくなりますが、有限責任会社の場合は、原則としてブラジル民法の規定に従い、株式会社と比べて規定されている設立要件が緩い点が挙げられます。

まずは、機関設計の容易さです。株式会社では、会社の規模を問わず監査役会の設置（3～5名）が義務付けられますが、有限責任会社の場合は、設置が任意となります。

また、株式会社は財務諸表を年に一回公告する義務がありますが、有限責任会社の場合は、この公告義務がないため、最低年1回開催される総会で承認されればよく、出資者全員が書面で議決する場合には、この総会開催も免除されます。

【株式会社と有限責任会社の比較】

項目	株式会社	有限責任会社
株主 ／出資者（パートナー）	2名以上	2名以上
経営審議会	3名以上	義務なし
業務執行者（取締役）	2名以上	1名以上
監査役会	3～5名	任意
財務諸表の公告	必須	不要
証券市場への上場	可	不可



濱咲 克心

東京コンサルティングファーム
ブラジル法人
ディレクター

お問合せ

E-mail : f-info@kuno-cpa.co.jp
Sao Paulo Office : +55-11-3218-7790



14. バングラデシュ【現地法人における年次コンプライアンス】

【現地法人における年次コンプライアンス】

バングラデシュの現地法人は商業登記所（RJSC: Registrar of Joint Stock Companies And Firms）に対し年次申告を行う必要があります。

商業登記所年次申告には、下記の定時株主総会決議書、Schedule-X、監査人任命書、Form-23B（法定監査人の合意書）、監査報告書が必要となります。

1. 定時株主総会決議書

定時株主総会は以下の条件で開催する必要があります。

- ①暦年（1月～12月）で年1回
- ②前定時株主総会から15カ月以内
- ③会社設立時は設立後18カ月以内

また定時株主総会では、監査報告書の承認、次期会計年度の決定、次期監査人の選任等を行います。

2. Schedule-X

こちらは商業登記所所定のフォーマットとなります。こちらのSchedule-Xでは、授權資本、払込資本、株式数、株主、登記住所等の会社情報を報告する内容となります。期中に会社情報に変更があった場合には、別途商業登記所に随時報告し、承認を得る必要があります。

3. 監査人任命書

定時株主総会で承認された次期監査人に対する任命書となります。

4. Form-23B

このフォームは、監査人から署名を受領し、監査人が法定監査を行う意思があるかを証明する書類となります。また、監査人を変更する場合は、元監査人よりForm-23Bに法定監査を行う意思がない旨記述の上、署名を受領する必要があります。新監査人からは次期監査に合意する旨のForm-23Bを発行してもらうため、監査人変更の場合は2通のForm-23Bを提出する必要があります。

5. 監査報告書

バングラデシュで活動を行う全ての事業体は、監査報告書の作成が必要となります。監査報告書作成自体に期日は設けられていませんが、所得税法では税務申告期日が会計年度終了後7カ月と2週間後（バングラデシュ会計年度6月締日の場合は、翌年1月15日までが税務申告期日）と設定されているため、その期日までに監査報告書を作成する必要があります。また定時株主総会開催のスケジュールに合わせて監査報告書を準備する必要もあります。

上記の商業登記所年次申告については、最近City Corporation（営業許可証取得官庁）や銀行においても更新されているか確認されるケースが発生しています。会社登記情報変更の際にも、商業登記所において年次申告について更新確認が行われるため、期日通りに年次申告を完了する必要があります。



渡邊 忠興

東京コンサルティングファーム
バングラデシュ法人
ディレクター



齋藤 かおり

東京コンサルティングファーム
バングラデシュ法人

お問合せ

E-mail : f-info@kuno-cpa.co.jp
Bangladesh Office : +880-17-9984-2931

あなたの海外ビジネスに変革を
プロフェッショナル専用データベース



<https://www.wiki-investment.com/>

Produced by **Tokyo Consulting Firm**